



ストーカー規制法 ハンドブック

～逐条解説から実務参考資料まで～

警察庁生活安全局長 檜垣重臣 監修
ストーカー規制法研究会 編著

A5判 ■ 並製 ■ 256頁

定価 2,970円 (本体2,700円+税10%)

ISBN978-4-8037-0729-8 C3032

本書のポイント

『ストーカー規制法解説』の待望の後継書籍！

法律だけでなく、下位法令、重要判例、運用等についてもわかりやすく解説した、警察実務に役立つ逐条解説書。ストーカー関連事案を取り扱う実務家必携！

平成25年改正、28年改正、令和3年改正に対応した逐条解説書！

令和3年改正までに対応した逐条解説！ 本法制定の背景から各改正の経緯についてもコンパクトに解説しており、初学者にもおすすめ！

実務で即使える参考資料が充実！

法律・施行令・施行規則の対照表、施行規則別記様式、聴聞等規則、読替後行政手続法、意見聴取規則等、実務で参考となる基本資料等を多数掲載！



内容見本

第1 法制定の背景と改正の経緯

1 法制定の背景

法が制定された平成12年当時、都道府県警察に対するつきまとい事案に関する相談件数が急増するとともに、中には、殺人等の凶悪事件に発展するものも少なくないなど、ストーカー事案が大きな社会問題となっていた。このような情勢を踏まえ、警察庁においては、平成11年12月に、「女性・子供を守る施策実施要綱」を制定し、女性・子供につきまとい等を含めた犯罪の被害者となることのないよう、各種防犯指導の実施、相談受理体制の整備、被害者の立場に立った対応の推進について各都道府県警察に対して指導するとともに、いわゆるストーカー行為のうち、現行刑罰法令で対応できないものについて、法律による規制も含めてその対策について検討を行っていた。

その一方で、ストーカー行為の処罰を求める国民の声に答えるかたちで、野党においてもストーカー対策法制について検討が進められていた。自由民主党においては、参議院議員を中心に平成12年3月から検討が進められ、ストーカー行為についての罰則に加え、警告・命令という行政措置等を含む内容とする法案の骨格が固められた。また、当時の民主党が同年4月17日にストーカー行為を処罰する法律案を衆議院に提出した。その後、同年5月に与党三党（自由民主党、自由党、公明党）で法案について協議した結果、規制の対象を「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する悪意の感情を充足する目的」で行うものに限定することで与党案として合意され、野党との協議の結果、与党案に5年後の見直し規定を附則に盛り込むことで与野党の合意がなされた。

平成12年5月16日、参議院地方行政・警察委員会において、「ストーカー行為等の規制等に関する法律案の件」が審議され、同委員会から法律案が提出されることとなり、翌17日に参議院本会議で可決された。そして、翌18日に衆議院地方行政・警察委員会が可決され、同日衆議院本会議で可決・成立

1 目的 (法第1条) 19

【重要判例1】法に基づく規制の憲法適合性に関するもの (裁判平成15-12-11刑集57年11号1147頁)

(1) 事件の概要
本件は、被告人が、元交際相手の女性に対して、恋愛感情その他の好意の感情を充足する目的で、同女の自宅に花束や郵便物を送るというストーカー行為をしたとして、法廷での事実で起訴された事案であり、法の憲法適合性 (憲法第13条及び第21条第1項に違反するかどうか) 等が争われたものである。

(2) 判示内容
「ストーカー規制法は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助的措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的としており、この目的は、もとより正当であるというべきである。そして、ストーカー規制法は、上記目的を達成するため、恋愛感情その他の好意の感情等を表明するなどの行為のうち、相手方の身体、自由等の平穏若しくは名誉が害され、又は行跡の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる社会的に悪質なつきまとい等の行為を規制の対象とした上で、その中でも相手方に対する法益侵害が重大で、罰則による抑制が必要な場合に限って、相手方の処罰意思に基づき罰則を科すこととしたものであり、しかも、これに違反した者に対する法定刑は、刑法、軽犯罪法等の関係法令と比較しても特に過酷ではないから、

3) 本裁判例の判断を行ったものとしては、中川浩治「ストーカー規制法の検討」警察学雑誌62巻6号27-39頁、山田和典「ストーカー規制法の検討」警察学雑誌62巻6号300頁、岡「時の経緯」とその含意性」法法の巻頭言「ストーカー規制法」判例と学理の巻3号360-367頁等

2 定義 (法第2条) 21

2-1 「つきまとい等」の定義 (法第2条第1項)

(定義)
第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

【趣旨】
本条は、法における規制対象行為である「つきまとい等」[位置情報無承諾取得等]及び「ストーカー行為」の定義について規定したものであり、第1項は、そのうち、「つきまとい等」について定義したものである。「つきまとい等」と「ストーカー行為」の関係は、前者を後者の前段階の行為として捉えることができる。本法においては、いわゆるストーカー行為の中から悪質性の高いものを「ストーカー行為」として捉えて罰則の対象とするともに、そこまで至らない前段階の行為を「つきまとい等」と捉え、特に危害防止の観点から警告等にと考えられる。

【解説】
A 目的要件
本法は規制の対象とする「つきまとい等」[位置情報無承諾取得等]及び「ストーカー行為」のうち、相手方の好意の充足する目的は、好ましい

ストーカー規制法 ハンドブック

～逐条解説から実務参考資料まで～

檜垣重臣 監修
ストーカー規制法研究会 編著



用語索引付き！

用語索引

[あ行]

- 位置情報 58
- 位置情報記録・送信装置 59
- 著しく粗野又は乱暴な言動 37
- 著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物 47
- 押し掛け 29

- ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者 135
- 性的差恥心を害する事項 51
- 送達 117
- 送達すべき場所に書類を差し置く 119
- 相当のわきまのあるもの 119
- 送付 44
- その移動の用に供することとされている 65

法第2条第1項第5号の改正経緯

- 法制定時
五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- 平成25年改正後
五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 平成28年改正後
五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 六 八 (略)
- 2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに

目次裏面参照 ▶▶▶

第1 法制定の背景と改正の経緯

- 1 法制定の背景
- 2 平成25年改正
- 3 平成28年改正
- 4 令和3年改正

第2 逐条解説

- 1 目的 (法第1条)
- 2 定義 (法第2条)
 - 2-1 「つきまとい等」の定義 (法第2条第1項)
 - 2-2 「位置情報無承諾取得等」の定義 (法第2条第3項柱書)
 - 2-3 「ストーカー行為」の定義 (法第2条第4項)
- 3 つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして不安を覚えさせることの禁止 (法第3条)
- 4 警告 (法第4条)
 - 4-1 警告の主体、方法等 (法第4条第1項、第2項、第5項)
 - 4-2 警告の申出者への通知 (法第4条第3項、第4項)
- 5 禁止命令等 (法第5条)
 - 5-1 緊急時以外の禁止命令等 (法第5条第1項、第2項、第5項)
 - 5-2 緊急時の禁止命令等 (法第5条第3項、第4項)
 - 5-3 禁止命令等に係る通知 (法第5条第6項、第7項)
 - 5-4 禁止命令等の有効期間・延長制度 (法第5条第8項～第10項)
 - 5-5 禁止命令等、延長処分の方法 (法第5条第11項～第15項)

- 6 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止 (法第6条)
- 7 警察本部長等の援助等 (法第7条)
- 8 職務関係者による配慮等 (法第8条)
- 9 国、地方公共団体、関係事業者等の支援 (法第9条)
- 10 調査研究の推進 (法第10条)
- 11 ストーカー行為等の防止等に資するためのその他の措置 (法第11条)
- 12 支援等を図るための措置 (法第12条)
- 13 報告徴収等 (法第13条)
- 14 禁止命令等を行う公安委員会等 (法第14条)
- 15 方面公安委員会等への委任 (法第15条、第16条)
- 16 公安委員会の事務の委任 (法第17条)
- 17 罰則 (法第18条～第20条)
- 18 適用上の注意 (法第21条)

第3 参考資料

- 1 法、施行令、施行規則対照表
 - 2 施行規則別記様式
 - 3 聴聞等規則
 - 4 読替後の行政手続法
 - 4-1 施行令第4条の規定による読替後の行政手続法第3章第2節 (第28条を除く。)
 - 4-2 施行令第4条の規定による読替後の行政手続法第22条第3項の規定による読替後の同法第15条第3項
 - 5 意見聴取規則
 - 5-1 本文
 - 5-2 意見聴取規則別記様式
- 用語索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* ストーカー規制法ハンドブック
～逐条解説から実務参考資料まで～

申 込 _____ 部

ご所属名	庁・道・府・県
	署・隊・課

貴社の個人情報の取扱いに同意の上、申し込めます。

ご担当者名 _____ (TEL : _____)

備考欄

個人情報の取扱いについて 株式会社立花書房 個人情報管理者 総務部長
 利用目的 お客様の個人情報は商品発送・サービス実施とご案内・お問合せへの回答に利用します。第三者提供 本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 委託 利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがございます。開示請求・問合せ窓口 本人からのお申出により、個人情報の利用目的の通知・開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止・提供記録の開示に対応します。弊社窓口 (info@tachibanashobo.co.jp) までご連絡ください。提供の任意性 個人情報のご提供は任意ですが、必要な項目を頂けない場合、お申込みをお受けできない場合がございます。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
 TEL:03-3291-1561(代表) https://tachibanashobo.co.jp